

大阪府では…



あなたの戸籍謄(抄)本・住民票等があなたの知らないところで第三者に交付されたら

【本人通知制度】については、2009年(平成21年)6月に大阪狭山市が全国初で導入し、2011年(平成23年)10月1日現在、大阪府内25市町村で制度を実施しています。

【本人通知制度とは?】

この制度は、本籍地等を表示する戸籍謄(抄)本や、住所・氏名・生年月日・性別等を示す住民票などを本人の代理や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対して、その事実を通知するものです。

交付された事実を本人に通知することにより、委任状の偽装などによる住民票等の不正取得の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の究明が可能となります。

また、本制度の導入により、不正請求が発覚する可能性があるため、不正請求を抑制する効果が期待されます。

今後、さらに制度を広げていくため、市町村が円滑に制度を導入できるよう、府としても支援していきます。

(※2011年(平成23年)10月1日現在、右記市町村以外では制度を実施していないため、事前登録をすることはできませんので、ご注意ください)

【事前登録をするには】

制度の利用を希望される方は、制度を実施している市町村の戸籍や住民票の交付を担当する窓口にて、必要な手続きについてお問合せください。

※実施市町村

大阪狭山市、河南町、岬町、富田林市
田尻町、高槻市、箕面市、泉佐野市
吹田市、河内長野市、太子町、羽曳野市
藤井寺市、千早赤阪村、柏原市、四條畷市
摂津市、松原市、忠岡町、能勢町
茨木市、交野市、貝塚市、池田市、豊能町

【制度の主な流れ】



制度の詳細や手続きについてのお問い合わせやご質問は、お住まいの市町村の戸籍・住民票交付担当窓口にお尋ねください。

参考 大阪府へのお問い合わせは総務部市町村課まで <http://www.pref.osaka.jp/shichoson/jukiseido/honnintuti.html>

第30回人権啓発詩・読書感想文入選作品表彰式



大阪府・大阪府教育委員会・人権啓発推進大阪協議会(愛ネット大阪)では、府民の人権意識の高揚を図るため、府内の小・中学生を対象に、人権の尊さやお互いの人権を守ること、差別のない明るい社会を築くことの大切さ、平和の尊さなどを訴えることを内容とする「人権啓発詩・読書感想文」を毎年夏期に募集し、入選作品の表彰を行っています。

今年度は、774作品(詩部門 398作品、読書感想文部門 376作品)の応募があり、その中から21作品の入選作品が選ばれ、2月18日(土)にクレオ大阪北において表彰式を行いました。なお、入選作品集を作成しましたので、冊子(A5判)をご希望の方は下記あてにご連絡ください。(ただし、部数に限りがあります)

※冊子は無料ですが、送料をご負担ください。



【連絡先】 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎38階 TEL 06-6210-9281
大阪府府民文化部人権室 人権教育・啓発グループ FAX 06-6210-9286